

家畜衛生だより

令和2年7月 発行
最上家畜保健衛生所
最上地域家畜畜産物衛生指導協会
Tel : 29-1357 FAX : 23-2944

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が
施行されました！

7月1日より！

目的 飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底する！

改正のポイント

～～家畜の伝染性疾病の発生の予防およびまん延の防止のため～～

①家畜の所有者・国・県・市町村・関連事業者の責務が明確化
されました

②飼養衛生管理に関する罰則がこれまでよりも強化されました

◆◆罰則の強化◆◆

飼養衛生管理基準が遵守されない場合は、その
内容が公表され、罰金(100万円以下)が科せ
られるように強化されました

③飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

定期的にチェック表を用いて
所有者が自己点検し、
家保が指導・助言を行います。



今回の法律改正は、皆さんの大切な財産である家畜を口蹄疫や豚熱、
鳥インフルエンザといった**伝染性疾病**から守るためのものです。

ご理解いただき、引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！

～～飼養衛生管理者の皆さまにお願い～～

登録していただいたメールアドレスで、迷惑メールフィルターを設定して
いる場合は、以下のとおりドメイン設定してください 「@maff.go.jp」